

市内店舗キャッシュレスポイント還元事業支援業務委託仕様書

1 業務の名称

市内店舗キャッシュレスポイント還元事業支援業務委託

2 事業の目的

事業者・消費者双方のキャッシュレス化推進を後押しすると同時に、市民の消費喚起による地域経済の回復を目的とし、キャッシュレス決済にかかるポイント還元を実施する。

3 業務委託期間

契約締結日 から 令和5年(2023年)3月31日 までの間で必要な期間

※キャンペーン実施期間決定後、改めて委託者と協議すること

4 委託業務内容

宝塚市内の中小・小規模事業者を中心に事業の参加店舗とし、一般消費者が QR コード決済などの電子的なキャッシュレス決済を通じて得たポイントを還元する。ポイント還元部分の補助を実施するにあたり、キャッシュレス決済事業者との各種調整及びポイント還元部分の補助額の進捗管理などの事務局運営を行う。

(1) キャンペーン実施期間 ※企画提案書において提案し、別途委託者と協議すること

令和4年(2022年)11月 から 令和5年(2023年)2月末日 までのうち、1カ月間とする

(2) ポイント還元部分の上限額

139,000 千円

(3) キャンペーン手数料及びペイメント利用料の上限額

4,000 千円(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 事務局設置

(ア) 運營業務全般、全体統括やキャンペーン対象店舗の整理等、キャッシュレス決済事業者と委託者との調整窓口を行うこと。

(イ) キャンペーン利用状況を日時締めで集計し、2 営業日後までに集計結果を委託者へ報告できるようデータ管理すること。

(ウ) 参加店舗の募集状況、問い合わせ件数及び内容についてもデータ管理を行い、定期的に報告すること。

(エ) 市内事業者に対して、キャンペーン実施に関する告知を行い、参加を希望する事業者に対しては、キャンペーン開始までに迅速かつ十分なフォローを行うこと。

(オ) 本業務実施に伴う、全般的なスケジュール管理を行うこと。

(カ) キャンペーン終了後、参加店舗へのアンケート調査や各種調査を実施し、経済効果の検証を行い、成果物として提出すること。

(キ) その他、関係機関との連絡調整等、本キャンペーンの遂行にあたり必要な業務を行うこと。

(5) 複数のキャッシュレス決済事業者との契約

キャッシュレス決済事業者数は、原則として 2～3 者の複数者とする。

(6) ポイント還元額の負担

(5)で締結した契約書に基づき、ポイント還元額相当、キャンペーン手数料や運営費などのペイメント利用料の負担に関して、別途、委託者と受託者間で覚書を締結すること。

(7) 本業務委託契約にかかる必要な契約等の締結

提案者は、本業務委託契約に付随する、委託者とキャッシュレス決済事業者及び提案者間において必要な契約等の締結がある場合、その調整を行うこと。

(8) ポイント還元内容(想定) ※企画提案書において提案すること

還元率 : 商品購入額の 20%相当

還元額上限 : 一回あたりの還元上限額 1,000 円

期間内上限額 : 利用者一人あたり期間内還元上限額 5,000 円

※キャッシュレス決済事業者、一者あたりの還元額

(9) 専用ホームページの作成

専用ホームページにおいて、一般ユーザー自らがキャンペーン詳細を確認できること。なお、利用者の利便性の観点から、利用したい店舗がスムーズに見つけられるような工夫・提案を必ず入れること。

(10) 専用コールセンターの設置

キャンペーン全体に関すること、事業者からの問い合わせ先として、コールセンターを設置すること。少なくとも、キャンペーン開始 10 日前からキャンペーン終了日まで設置し、1 回線以上かつ平日 10 時～18 時で受け付けできる体制とすること。また、当該期間中の土日祝日の専用コールセンターは、可能な限り開設できるよう検討すること。コールセンター設置後は、専用ホームページにその電話番号を掲載すること。

(11) 広報について

契約締結後速やかに、本キャンペーンの広報チラシや販促物作成、参加予定店舗への周知活動、専用ホームページでの周知活動などの広報を行うこと。利用者にとってもわかりやすく、混乱のないキャンペーンとなるよう努めること。

(12) 店舗の参加資格

店舗の参加資格については、宝塚市内に事業所または店舗があり、キャッシュレス事業者のキャッシュレス決済を導入もしくは、今後導入を予定している中小・小規模事業者を中心とする。ただし、次に該当する事業者は除外するものとする。

(ア) 風営法第 2 条に該当する営業を行う事業

(イ) 特定の宗教及び政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者

(ウ) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)または、暴力団を利用するなどしたと認められる事業者。

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると

認められる事業者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者。

(カ) 役員等が、業務に関し相手方が暴力団または暴力団員であることを知りながら、継続的に物品の購入や労働の供給又は派遣を受けるなど、不当に利用していると認められる事業者。

(13) 対象店舗

対象店舗については事前に委託者と十分協議すること。

5 一括再委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、予め委託者が認めた場合はこの限りではない。

(この場合、宝塚市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団密接関係者に委託し、又は請け負わせてはならない。)

6 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務委託により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお本業務委託契約終了後においても同様とする。

(3) 損害賠償責任

受託者が本業務の実施に際し、委託者又は第三者に損害を与えた場合にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(4) 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、委託者に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応すること。

7 委託料の支払い

委託料は、委託業務完了後一括払いとする。

8 成果物について

(1) 提出する成果物

事業報告書 2部

事業報告書(電子データ) 1部

(2) 納入期限

業務委託期間終了日まで